

令和7年8月21日

組合員及び被扶養者 各位

裁判所共済組合本部

令和7年8月20日から大雨に伴う災害の被災者に係るマ

イナ保険証又は資格確認書等の提示等について（お知らせ）

標記の災害により、組合員や被扶養者がマイナ保険証又は資格確認書等（有効期間内の被保険者証を含む）を紛失し、保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先及び勤務先を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより受診できる取扱いが講じられています。